

長期被収容者に対する健康診断及び体重測定

平成13年11月16日処遇部門首席指示

本年11月2日付け法務省管警第241号通達により、収容期間が3か月を超える被収容者については、3か月ごとに体重測定を実施し、その数値を被収容者名簿に記録することとされたことに伴い、別紙のとおりその具体的な取り扱いを定めるとともに、長期収容者については、6か月ごとの健康診断を実施することとしたので、遺漏なきよう留意されたい。

なお、本件取り扱いについて、付言すべき事項は下記のとおりである。

記

1 体重計の配備

各警備室に体重計（ヘルスメーター）を配備（当面4台配備）する。

なお、拒食者の体重測定用として、車いす対応の体重計1台を診療室に配備する（購入要求中）。

2 収容期間の把握

3か月ごとの体重測定については、各警備室において収容期間を把握の上、実施する。また、6か月ごとの健康診断については、処遇日勤で収容期間を把握の上、診療室に連絡する。

3 体重測定の記録

各警備室において、体重測定を実施したときは、被収容者名簿に記録（別紙取扱い参照）するとともに、パソコンの被収容者個人ファイルにデータ入力する。

なお、診療時及び拒食時等において診療室が測定した体重数値についても、適宜、同様に記録化する。

4 経過措置

現に収容中の被収容者で、3か月を超える者については、11月中に体重測定を行う。また、6か月を超える者については、診療室に連絡の上、健康診断を行う。ただし、出所が予定されている者を除く。

参考資料（添付省略）

被収容者に対する健康診断（スクリーニング）の実施基準

